

I 令和5年港湾運送事業雇用実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の内容

(1) 対象港湾

イ 調査対象港湾

港湾労働法第2条第1号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港（6大港）

ロ 調査対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業又は港湾運送関連事業を行う全ての事業所 約1,000事業所

東 京 港	横 浜 港	名古屋港	大 阪 港	神 戸 港	関 門 港	合 計
1 4 0	3 2 6	1 2 0	1 8 3	1 5 5	7 9	1, 0 0 3

ハ 対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第2条第5号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者（以下「港湾派遣労働者」という。）及び日雇労働者

(2) 主な調査事項

イ 事業所の属性に関する事項

ロ 港湾運送事業量に関する事項

ハ 常用労働者の労働条件に関する事項

ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

ホ 荷役の波動性に関する事項

ヘ 教育訓練の実施に関する事項

(3) 調査対象期日及び実施期間

原則として令和5年6月30日現在の状況について、令和5年7月1日から同7月31日までの間に実施

(4) 公表の時期

令和6年7月末までに公表

(5) 調査の方法

郵送調査、統計調査員による調査及びオンライン調査
(調査系統)

郵送調査：厚生労働省—都府県労働局—公共職業安定所—報告者

調査員調査：厚生労働省—都府県労働局—公共職業安定所—統計調査員—報告者

オンライン調査：

（配布）厚生労働省—都府県労働局—公共職業安定所—（統計調査員）—報告者

（取集）報告者—民間事業者—厚生労働省

(6) 集計

厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室において集計

(7) 回収状況

有効回答事業所数 897事業所（有効回答率 89.4％）

東 京 港	横 浜 港	名 古 屋 港	大 阪 港	神 戸 港	関 門 港	合 計
109	270	118	177	155	68	897

(8) 主な用語の解説

用 語	解 説
6大港	港湾労働法第2条第1号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港
港湾運送	港湾において行う行為であって、次のいずれかに該当するもの イ 港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する行為 ロ イに準ずる行為であって政令に定めるもの（港湾運送関連事業）
革新荷役	コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO 船荷役及びサイロ荷役
在来荷役	「革新荷役」以外の荷役
常用労働者	期間を定めずに雇用している労働者又は2か月を超える期間を定めて雇用している労働者
日雇労働者	日々又は2か月以内の期間を定めて雇用している労働者
港湾派遣労働者	港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者
日給月給	賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割計算して差し引くもの
出来高給	賃金の基本的部分が生産高、作業量等を基準として支払われるもの
就労日数	港湾運送の業務に従事した日数
不就労日数	所定労働日数であって出勤したにもかかわらず、就労できなかった日数
年間休日総数	年間の「週休日」及び「週休以外の日」（「国民の祝日・休日」、「年末年始の休日」、「夏期休暇用特別休日」、「会社創立記念日」、「その他休日」）の合計日数をいい、雇用調整等のための臨時休業日は含まない
週所定労働時間	就業規則等で定められた1週間の労働時間
完全週休2日制	毎週週休2日制を行っているもの
月3回週休2日制	月のうち、3週について週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
隔週週休2日制	1週おきに週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
月2日週休2日制	月のうち2週だけ週休2日制をとっているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
月1日週休2日制	月のうち1週だけ週休2日制をとっているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）

用 語	解 説
交代勤務制	昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割して労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分するもの
雇用する常用労働者で適正であった日	事業所で雇用する常用労働者をすべて使用して荷役作業を行い、当該労働者で過不足を生じなかった場合の日数
雇用する常用労働者で過剰であった日	事業所で雇用する常用労働者だけで荷役作業を行ったものの、荷役作業につくことができなかった過剰常用労働者が生じた場合の日数
雇用する常用労働者で不足であった日	事業所で雇用する常用労働者を全て使用して荷役作業を行ったにもかかわらず、当該労働者数に不足を生じた場合の日数
早朝荷役	4：00～8：00の間に行う荷役
夜間荷役	16：30～翌4：00の間に行う荷役
在職者訓練	既に身につけた技能のほかに、別の技能を身につけさせるために行う訓練や、既に身につけた技能について、さらに、その技能を向上させるために行う訓練
船内荷役作業員	船内において、荷の積卸し作業に従事する者（ただし、各種機械の運転者を除く）
沿岸荷役作業員	埠頭から倉庫までの間における荷の積卸し作業に従事する者（ただし、各種機械の運転者を除く）
関連荷役作業員	船内又はコンテナ内において、固定、区画荷造、荷直、清掃の作業に従事する者
はしけ、いかだ作業員	はしけ又はいかだに乗り込み、はしけの積卸し、積荷の保全、航行又はいかだの編成、解体、航行の作業に従事する者
大型特殊自動車運転者	大型特種自動車、大型自動車及び牽引自動車を運転する者